

# 岡山県小児科医会会則

## (名称及び事務所)

第1条 本会は岡山県小児科医会と称し、事務局を岡山市北区駅元町19番2号におく。

## (目的及び事業)

第2条 本会は小児医学の研鑽，小児医療の向上，小児科医業経営の合理化，医政問題を研究し，併せて会員相互の親睦をはかることを目的とする。  
このため年1回総会を開催し学術集会を持ち討議を行う。

## (会員)

第3条 会員は岡山県に在住する小児科医師又は小児医療を重点として診療を行っている医師で本会の目的に賛同する者とする。

第4条 入会，退会は姓名等を記した所定の用紙を事務局に提出し，役員会の議を経て，会長の承認を得るものとする。

2 会員が，勤務先，自宅住所，連絡先等を変更した場合には，速やかに事務局に変更届を提出しなければならない。

3 会費を2年間滞納した者は退会したのものとして会員資格を喪失する。

## (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2ないし3名

幹事 若干名

監事 2名

2 会長は会員の互選により選出する。

3 会長は本会を統括する。副会長，幹事は会長が委嘱し，会長を補佐し会の運営を処理する。

4 監事は会長が委嘱し，会計および会務を監査し，会議に出席して意見を述べるができる。

第6条 役員の任期は2年とする。但し重任を妨げない。

## (会計)

第7条 本会の会計は会費，寄付金及びその他の収入を以って充てる。

2 会費は総会で決定する。

3 会計年度は毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

4 納入された会費はいかなる理由があっても返却しない。

## (会則の変更)

第8条 本会則を変更しようとするときは，総会の議決を経なければならない。

## (名誉会長，顧問)

第9条 名誉会長は会長の推薦により，役員会で選考し，総会で承認する。

2 顧問は会長が委嘱する。

付則 平成20年10月11日 臨時総会に於いて改正。

平成20年4月1日から施行。

平成26年10月26日 臨時総会に於いて改正。

平成27年4月1日から施行。

平成28年4月10日 定時総会に於いて改正。

平成28年3月15日から施行。